

議第15号

平成29年度京都市公共下水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成29年度京都市公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事 項 \ 区 分	事 業 量	概 要
年間流入下水量	354,308,000 ^{m³}	
1日平均流入下水量	971,000	
主要な建設改良事業	千円	
公共下水道建設事業	17,900,000	
下水道機能維持・向上対策	9,991,000	地震対策及び改築更新
浸水対策	4,541,000	雨水幹線等の整備
水環境対策	3,149,000	合流式下水道の改善等
創エネルギー対策	219,000	汚泥消化タンクの整備

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 公共下水道事業収益	52,487,000千円
第1項 事業収益	44,359,080千円
第2項 事業外収益	8,127,920千円

支 出

第1款 公共下水道事業費用	48,050,000千円
第1項 事業費用	41,229,648千円

第2項 事業外費用 6,820,352千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額25,037,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額916,000千円、当年度利益剰余金処分額及び損益勘定留保資金24,121,000千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 公共下水道事業資本的収入	21,286,445千円
第1項 企業債	14,767,000千円
第2項 出資金	1,909,770千円
第3項 国庫補助金	4,285,760千円
第4項 工事負担金	233,818千円
第5項 分担金	4,350千円
第6項 基金収入	2,236千円
第7項 基金繰入金	80,288千円
第8項 その他資本的収入	3,223千円
第2款 水洗便所築造工事資金貸付事業資本的収入	34,555千円
第1項 貸付金回収金	34,555千円
合 計	21,321,000千円

支 出

第1款 公共下水道事業資本的支出	46,323,445千円
第1項 建設改良費	18,915,709千円
第2項 企業債償還金	27,405,500千円
第3項 投資	2,236千円
第2款 水洗便所築造工事資金貸付事業資本的支出	34,555千円
第1項 貸付金	34,555千円

合 計 46,358,000千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ226,349千円及び286,721千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道建設事業	平成30年度及び平成31年度	千円 4,000,000
施設運転管理等業務	平成30年度から平成32年度まで	348,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道建設事業費	千円 9,840,000	証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。	% 8.0以内 ただし、 利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他の理由により繰上償還をすることができる。
流域下水道建設分担金	284,000			
計	10,124,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における事業費用及び事業外費用の間の流用

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち3,418,141千円は、次のとおり処分するものと定める。

減債積立金	3,418,141千円
-------	-------------

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

平成29年2月22日提出

京都市長 門川大作